

渋川市建設工事等請負業者選定要領

(目的)

第1条 この要領は、渋川市建設工事等入札審査会設置規程（平成18年訓令第27号）に定めるもののほか、渋川市が発注する建設工事等に係る入札業務等の公正な執行に関して必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格審査申請書の提出)

第2条 市長は、工事の請負を希望する業者に対し、渋川市が発注する契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等（平成18年告示第7号）で定めるところにより、建設工事競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び添付書類を提出させるものとする。

(請負業者資格審査)

第3条 市長は、申請書を提出した業者の適格性の判定（以下「適格審査」という。）及び等級別格付の審査の適正を期するため、渋川市建設工事等入札審査会（以下「審査会」という。）に審査を行わせるものとする。

(適格審査)

第4条 審査会は、業者から提出された申請書及び添付書類により、その適格性を審査し、判定するものとする。

2 工事請負有資格業者（以下「有資格業者」という。）は、次の各号に掲げる者でなければならない。

(1) 経営状態が健全である者

(2) 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けている者

(等級別格付の審査)

第5条 審査会は、前条の適格審査に合格した業者について、経営事項審査結果の総合評定数値（以下「客観数値」という。）と第8条の規定により算出した主観数値（以下「主観数値」という。）等により、工事種類別の施工能力を判定し、等級別の格付を行うものとする。ただし、主観数値の付与及び等級別の格付は、次の各号のいずれかに該当する業者について行うものとする。

(1) 渋川市内に本店を有し、契約等の権限を渋川市以外の営業所等に委任していない業者

(2) 渋川市内に営業所等を有し、契約等の権限を当該営業所等に委任している業者

2 等級別の格付を行わない有資格業者については、前項に規定する等級別格付を行ったものとみなして、この要領（第10条を除く。）及び渋川市建設工事に係る共同企業体取扱要綱中の等級別格付に関する規定を適用する。

（等級別格付の基準）

第6条 前条の等級別格付の基準は、別表2のとおりとする。

（適格審査に必要な資料の提出）

第7条 契約管理課長は、申請書について適格審査に必要な資料並びに客観数値、主観数値、総合数値及び格付等級等を記載した書面を審査会に提出するものとする。

（主観数値の算出方法等）

第8条 主観数値は、次に掲げる事項ごとに別表1により算出した評点を合計した数値とする。

(1) 渋川市が発注した建設工事の種類別工事成績評定

(2) 渋川市優良工事表彰

(3) 指名停止状況

(4) 障害者の雇用の状況

(5) 渋川市との災害応援協定の締結の有無

(6) 渋川市との除雪作業業務委託契約の締結の有無

(7) 消防団員の登録の状況

(8) 建設会社における災害時の事業継続力認定の有無

（総合数値）

第9条 総合数値は、客観数値と主観数値の和とする。ただし、主観数値の付与を受けていない有資格業者については、客観数値をもって当該者の総合数値とするものとする。

（有資格業者名簿）

第10条 審査会の事務局である契約管理課は、審査会が有資格業者として判定し、業者の等級別格付をしたときは、市長の決裁を受けて、直ちに工事請負有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）を作成し、工事を担当する主務課長等に配布するものとする。

2 有資格業者名簿の有効期間は、2年とする。

（指名競争入札参加業者の選定）

第11条 審査会は、等級別に格付された有資格業者の中から、第13条に規定する設計金額の区分に基づき、指名競争入札参加業者を選定するものとする。ただし、工事の難易度、経緯及び地理的条件等を考慮し、上位又は下位1等級までの業者を選定することができる。

2 審査会は、工事の発注が時期的に一地区に集中し施工の確保が困難と認められる等特別の理由があるときは、前項ただし書の規定によるほか、等級Aに属する業者にあつては下位2等級までの工事について選定することができる。

3 第1項ただし書又は前項の規定を適用する場合にあつては、その数は、選定される全業者の半数以下とする。ただし、専門工事等で、登録者数の少ない工種においては、この限りでない。

4 本工事に附帯する関連の追加工事等については、第13条の規定による金額の制限にとらわれず、本工事発注金額を基準とすることができる。

5 審査会は、業者を選定しようとするときは、設計金額に応じ、次の区分による数の業者を選定するものとする。ただし、特に必要がある場合は、適宜加減することができる。

区分	設計金額	指名業者数
1	500万円未満	5者以上
2	500万円以上1,000万円未満	7者以上
3	1,000万円以上	10者以上

6 設計金額が8,000万円以上となる工事にあつては、当該工事の種類について特定建設業の許可を受けている有資格業者の中から選定するものとする。

7 審査会の委員長は、審査会が入札等の方法及び条件並びに指名業者を選

定したときは、入札審査会付議調書に決定事項を記入し、契約管理課長に送付するものとする。

(指名業者選定に当たっての留意事項)

第12条 審査会は、前条により指名業者を選定するに当たっては、次の事項について留意しなければならない。

- (1) 審査基準日以降における不誠実な行為の有無
- (2) 審査基準日以降における経営、信用の状況
- (3) 工事成績の状況
- (4) 当該工事に対する地理的条件
- (5) 手持ち工事の状況
- (6) 当該工事施工についての技術的適性
- (7) 工事施工についての技術者の状況
- (8) 審査基準日以降における安全管理の状況
- (9) 審査基準日以降における労働福祉の状況

(発注設計金額の区分)

第13条 各等級別に格付された業者への発注の標準とする設計金額は、次のとおりとする。

区分等級	土木一式工事	建築一式工事	その他の工事
A	1, 500万円以上	2, 000万円以上	500万円以上
B	500万円以上 3, 500万円未満	500万円以上 4, 500万円未満	1, 000万円未満
C	1, 000万円未満	1, 000万円未満	

(指名業者選定の特例)

第14条 審査会は、指名業者の選定に当たり、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の規定に関わらず有資格業者の中から選定することができるものとする。

- (1) 災害復旧工事等であって、緊急に施工を要する場合
- (2) 特定の機械又は技術を必要とする工事
- (3) その他特別の理由があると認められたとき

(設計を委託した建設工事の指名業者選定)

第15条 審査会は、設計を委託した建設工事の指名業者の選定については、実施設計業務の受注者には、原則として、当該設計に係る工事の入札に参加させ、又は当該工事を請負わせてはならない。ただし、特殊工事等で、他の者では施工が技術的に困難であると判断される場合は、この限りではない。

(競争入札の参加制限)

第16条 審査会は、次の各号のいずれかに該当する者については、原則として入札に参加させてはならない。

(1) 同一工事における入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係があると認められる者

(2) 談合その他の理由により、渋川市から損害賠償請求を受け、指定した期日までに当該請求に係る損害賠償金を完納せず、提訴された者

(随意契約による場合の選定)

第17条 随意契約による場合の業者の選定は、第11条の規定を準用し、有資格業者のうちから選定するものとする。ただし、渋川市小規模工事等希望者登録要綱に定める金額以下の工事等は、当該登録者名簿に登載されている者から選定することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特殊な工法及び技術を要する工事であるほか特別な理由があり、有資格業者の中から選定できないと市長が認めた場合は、有資格業者以外の者を選定することができる。

3 前条の規定は、随意契約による場合の業者の選定について準用する。

(秘密の保持)

第18条 指名業者の選定等については、取扱者以外の者に漏れないよう秘密の保持に十分注意しなければならない。

(共同企業体の等級別格付の審査)

第19条 共同企業体の等級別格付の審査については、第5条に基づき行うものとし、この場合、次の措置を講じて行うものとする。

客観数値の算出は、経営事項の審査に準じて行うものとし、この場合の経営規模は、各構成員の年間平均完成工事高、自己資本額及び職員数のそ

それぞれの和とし、技術力は、各構成員の技術職員数の和とし、経営状況は、各構成員の平均値によるものとし、その他の評価項目は、公認会計士等の数については各構成員の和とし、労働福祉の状況、工事の安全成績及び営業年数については各構成員の平均値によるものとする。

(指名通知の方法)

第20条 契約管理課長は、入札審査会付議調書の送付を受けたときは、起工伺書に入札審査会付議調書を添付し、決裁権限者の決裁を受けた後、指名通知書等により指名業者に通知するものとする。

(審査会に付議しない工事に係る指名業者の選定)

第21条 審査会に付議しない設計金額が130万円を超え1,000万円未満の工事に係る指名業者の選定等は、契約管理課長が行い、決裁権限者の決裁を受けた後、指名業者に通知するものとする。

(建設コンサルタント業務に係る業者の選定等)

第22条 建設コンサルタント業務(設計又は監理等に係る業務をいう。)に係る業者の審査及び選定等については、工事に関する規定の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成18年6月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1

第 8 条に規定する主観数値における評点の算出方法は、下表のとおりとする。

項 目	算式及び条件等	評点
(1) 渋川市が発注した建設工事の種類別工事成績評定	(当該業者が渋川市から受注した工事の前々年度から過去 2 年間における工種別平均点 (小数点以下四捨五入) - 65) × 4	算式結果による
(2) 渋川市優良工事表彰	前年度に優良建設工事表彰を受賞した工事の工種	1 件につき 10
	前年度又は前々年度に優良施工業者表彰を受賞したもの	10
(3) 指名停止状況	前年度又は前々年度に渋川市建設工事等請負業者指名停止措置要綱に基づき、一定期間の指名停止を受けたもの	4 か月以上 - 40
		1 か月以上 4 か月未満 - 20
		1 週間以上 1 か月未満 - 5
(4) 障害者の雇用の状況	申請時において、障害者の雇用があるもの	10
(5) 渋川市との災害応援協定の締結の有無	前年度に渋川市との間で災害応援協定を締結したもの	10
(6) 渋川市との除雪作業業務委託契約の締結の有無	前年度に渋川市との間で除雪作業業務委託を締結したもの	10
(7) 消防団員の登録の状況	前年度の 1 月 1 日時点 (随時申請の場合は申請時) において、事業主又は従業員が渋川市消防団員台帳に登録しているもの	1 名 5
		複数名 10
(8) 建設会社における災害時の事業継続力認定の有無	申請時において、関東地方整備局が定める「建設会社における災害時の事業継続力認定」実施要項に基づく認定を受けているもの	10

注 1 各評点の有効期間は、(4) 及び (8) を除き、有資格業者名簿に登録された日から当該日の属する年度の 3 月 31 日までとする。

注 2 (7) 及び (8) の評点については、必要書類の提出があった場合に算出するものとする。

別表 2

第 6 条に規定する等級別格付の基準は、次のとおりとする。

土木一式工事・建築一式工事

等級	総合数値
A	800点以上
B	570点以上800点未満
C	570点未満

電気工事・管工事・舗装工事

等級	総合数値
A	700点以上
B	700点未満

その他の工事

等級	総合数値
A	650点以上
B	650点未満